

*2016年2月29日改訂(第4版)
2009年2月13日改訂(第3版)

管理医療機器 歯科材料 1 歯科用金属
歯科製造用チタン合金 70794000
純チタンインゴット

許可番号:27B2X00063
認証番号 21000BZZ00124000
管理医療機器

再使用禁止

【禁忌・禁止】本合金又は類似成分の合金に
対して発疹、皮膚炎などの過敏症のある患者には
使用しないこと。

***【形状・構造及び原理等】**

(概要)本合金は他の歯科金属より耐食性に優れ
金属イオンの溶出がないので金属の味もなく
アレルギーが殆どないので生物学的適合性
にも優れます。3種より湯流れに優れる

【形状】円柱

(原理)JIS H 4650:2007 チタン第2種

【使用目的、又は効果】

歯科修復物、補綴物又は装置の作成に用いること

***【仕様】**JIS T 6123:2013

種類:固定性歯科修復物用非金属材料 タイプ 4

項目	仕様
成分分量	チタニウム99.5%・その他 0.5%
液相点	1680℃
固相点	1570℃
硬さ	160HV ※
密度	4.5g/cm ³
耐力	445MPa(45.4kgf/mm ²)
伸び	8%
生体適合性	JIS T 0993-1:2012 適合 JIS T 6001:2016 適合
外観試験	均質、金属光沢をもち異種物質なし
耐食性	優
ヤング率 (縦弾性係数)	125GPa

【使用方法等】 ※JIS Z 2244:2009

通法どおり複製型製作→ワックスアップ→埋没→焼却
冷却後メーカー指示通りに、アーク炉のルツボ
にセットしアーク溶解し(機種によりアルゴン雰囲気
で行う場合も可)完全に溶解したら炉圧をかけて
铸造する。その後スプルーカット→研磨
(本合金に使用する铸造機はアーク炉)

***【使用上の注意】**(重要な基本的注意)

- 1)本合金の使用により、発疹、皮膚炎等の過敏症が
現れた患者には使用を中止し、医師の診断を
受けさせること。
- 2)本合金の使用により、発疹、皮膚炎等の過敏症が
現れた術者は、使用を中止し、医師の診断を
受けること。

- 3)本合金の研磨作業等の際には、粉塵による人体へ
の影響をさけるため、局所吸塵装置、公的機関が
認可した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入
しないこと。
- 4)本合金の研磨作業などの際には、眼の損傷を防ぐ為
に保護眼鏡などの防具を使用すること。
- 5)本合金の铸造設備付近には、局所排気装置、換気扇
等を設けて密封した部屋での作業を避け铸造によ
り発生する粉塵及び蒸気を吸入しないこと。
- 6)本合金は、歯科金属の用途以外には
使用しないこと。又、他の合金と混溶しないこと。
- 7)条件により家庭用の義歯洗浄剤の成分により
まれに黒く変色することがありますが、保護皮膜
を形成している為です。人体に影響ありません
その場合は義歯洗浄剤の使用を中止し、中性洗剤で
洗浄を行って下さい。変色はしません。

8)本合金が研磨作業などの際に、眼に入らないよう
に注意すること。万一眼に入った場合は
直ちに大量の流水で洗浄した後眼科医の診断を
受けること。

9)本合金は、歯科医療有資格者以外は
使用しないこと。

*本合金は、口内内で削合や研磨を行わないこと。
(有害事象)有害事象として膿胞症、皮膚炎等の
歯科金属疹(遅延型金属アレルギー性疾患)を発症
することがあります

【推奨するろう材及びろう付方法】

チタンろうで、アルゴン雰囲気内使用が、最適

【保管方法及び有効期間等】

- 1)本合金は、直射日光・高温・多湿の場所
を避けて保管すること。
- 2)開封後は、密閉して保管すること。
- 3)本合金は、歯科医療従事者以外が触れないように
適切に保管・管理すること。

【包装】

990g入(30g片×33ヶ)

1kg入(40g片×25ヶ)(50g片×20ヶ)

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者: 有限会社 チェスト

〒569-0011 大阪府高槻市道鶴町4丁目20番10号

TEL 072-669-4180 FAX 072-669-4182